

Provocative thought

～ PwC Australia日本語ニュースレター ～

pwc

オーストラリア連邦政府予算案分析

1. 2015/16年度連邦政府予算案

連邦政府予算は、予算対象期間における収入と支出の見積もりであり、連邦政府の行政がどのような形で行われるか具体的に表現し、オーストラリアの国民に説明するものである。

近年、国民が物価上昇による生活費負担の増加を感じている環境において、予算案の編成はますます困難になってきている。

資源ブームの恩恵を受け、過去に繰り返し実行された個人所得税の削減の結果、人々は毎年「自分にとってどんな利益があるのか？」という期待の元に予算案に注目する。この期待は年毎に大きくなり、「勝者」に比べて「敗者」を大きく取り上げる野党やメディアによってより強調されている。

行動経済学によれば、人々は利得よりも損失に対してより敏感に反応する(一般的には2倍程度)とされる。

オーストラリア経済は年率約 2.5%で緩やかに成長し、本予算案の対象期間(2018/19 年度)終了までに、3.5%まで改善することが期待されている。しかしながら、PwC が実施した地域別の経済分析(GEM)によると、2013 年から2014 年の間、全体の 35%の地域で経済が縮小しており、多くの地域では成長見込みの達成が難しいことを示している。

多くの人々はたとえ予算案のどこかにポジティブな影響が含まれていたとしても、自分達に少しでもネガティブな影響を直接与える変化がある場合に、その点に非常に敏感に反応する。

結果として、本年の予算はサプライズの少ないものになっている。「勝者」「敗者」ともに明らかではない。

- ・ チャイルドケア給付は継続、もしくは一部の労働者にとっては増加する一方、育児休暇制度は削減される見込みである。主要な介護人は、職場のスキームが政府のスキームを超過する部分の恩恵を受けることができなくなる。
- ・ 小規模事業者は、法人税減税もしくは個人事業者への減税、20,000 ドルを上限とする購入資産の即時償却や事業登記の簡素化といった恩恵を受ける。しかし、このように2つの区分を設けると、成長を促進するよりも、小規模事業者であり続けようとしてしまい、長期的な成長を妨げるリスクがある。
- ・ 年金の物価スライド制は、以前のレートに戻ったが、これは富裕層の年金受給対象者の適格性の厳格化との組み合わせとなっている。富裕層向けの取り締まりの厳格化により、約15億ドルの増収が期待される。

将来に向けた明確な計画があるか?

2015/16 年度の財政赤字は 351 億ドルとの見通しが示された。この見通しは、予算案の対象期間(2015/16 年度から2018/19 年度まで)のわずか1年後である2019 年から2020 年に財政黒字に回復するための第一歩である。

社会が短期的な財政赤字・黒字に一喜一憂する状況において、長期的な視点をもって政府予算を構築し、将来の経済の道筋を改革することは非常に困難である。

オーストラリア産業協議会(BCA)による最近の調査では、全体の 94%の人が長期的視点を有した将来計画が必要であると回答している。しかしながら、本年の予算案はこうした期待に十分に取組んでいない。提案された方策は、昨年の予算案よりは容易に議会を通過するかもしれないが、政府はまだ本質的な問題(税制改革、

スーパーアニュエーション、福祉、健康など)に取り組んでいるとは見受けられない。遅かれ早かれ、政府はそれらの問題に対処しなければならないだろう。

2. 大企業と多国籍企業

財務大臣が度々示唆してきた通り、政府は多国籍企業による租税回避に対する法案を発表した。これはここ最近のメディアでの報道に対する対応と共に、政府としてオーストラリアでの租税権限を守り、税務当局(ATO)が大きな多国籍企業に対して今後厳しい租税回避防止規定を適用するというメッセージを発しているといえられる。

背景

クロスボーダーの取引や投資に適用される課税ルールが国内外を問わず注目を集めている。これは現行の租税ルールが厳格に適用されて遵守されているかと言う点のみならず、世界各国の租税ルールが常に進化するビジネスモデルに沿ったものであるよう世界各国一体となって税制改正に取り組んでいるかという点も含まれる。

経済協力開発機構(以下、"OECD")の「税源浸食と利益移転」プロジェクトは、多国間での国際税務規定の改正の取り組みである。このプロジェクトは2年程前に発表され、2015 年末に完了する予定である。しかしながら、いくつかの国々は既に独自に国際税制改正を行っている。直近の主だった例として、イギリスで 2014 年 12 月に発表された「迂回された利益に対する課税 (diverted profits tax)」が、2015 年4月1日から適用される。

オーストラリアでは、上院で行われた「法人税回避」についての質疑(連邦議会に 2015 年6月初旬にレポートが提出される予定)の後、特に資源関連やテクノロジー関連企業の税金対策が公開されている。なお、野党は独自の税制改正案を発表している。

下記が 2015/16 年度予算案に含まれた税制改正案の要約になる。

恒久的施設(PEs)が存在しないアレンジメントへの対策

政府は、税法の一般租税回避対策条項(Part IVA)を改定して、オーストラリアで課税されないよう特定のアレンジメントを組んでいる外国会社に対処する方針としている。財務大臣は、税務当局の直近の調査結果を元に、約 30 社の多国籍企業がこの税制改正によって影響を受けると示唆している。会社名は発表されていないが、公となっている情報を元にとすると、この税制改正はテクノロジー関連企業を狙った内容と考えられる。

一般租税回避対策条項(Part IVA)改定の公開草案が発表され(以下 PE avoidance rule と称する)、2016 年1月1日から適用される見込みとなっている(意見書提出期限 2015 年6月9日)。大まかには、外国会社がオーストラリアの顧客に対して商品やサービスを提供した場合には、オーストラリアにみなし恒久的施設(PEs)が存在しオーストラリアで課税対象となるとしている。その結果、オーストラリアでの商業活動から生じる利益は、オーストラリア国内で課税対象となり、みなし恒久的施設に関連する一部のコストが源泉徴収の対象となる可能性がある(利子やロイヤリティーなど)。

「スキーム採用の目的に租税利益の取得を含む」と公開草案に記している今回の改正案は、「主目的のひとつが租税利益取得である」際に適用されるとしていることから、適用されるケースが広がり豪州税務局が以下の条件を満たした際に Part IVA を容易に適用できると考えられる。

- ・ オーストラリアの顧客が契約を締結する過程でオーストラリア企業又は、その他オーストラリアの事業体の活動が不可欠である場合
- ・ 契約自体は上記のオーストラリアの事業体ではなく、海外の関連企業と結ばれている場合
- ・ オーストラリアでの売上から生じる利益が海外で認識され、「低税率」で課税、又は、「全く課税されていない」場合
- ・ オーストラリアにある恒久的施設に所得が帰属しない様なアレンジメントを設けている海外企業の場合

Provocative thought

PwC Australia 日本語ニュースレター

公表された公開草案は「低税率」を定義しておらず、これは今後財務省と協議、検討されていくと想定される。

税務当局が良識的に一般租税回避対策規定(Part IVA)を適用するためには、納税者の相当な経済的情報を他国から収集しなければならないと考えられる。しかしながら、新しい改正案は、税務当局が、外国企業が(該当した取引について)非課税又は低税率課税国との関連があるか、又は、納税者が多くの商取引を当該非課税又は低税率課税国で行っているか、などの情報を持っていない場合でも、判断を下すことが出来る権限を税務当局に与えている。これは、実質的に企業側が立証責任を果さない限り、税務当局が新しい規定を適用することが避けられないことになる。例えば、もしオーストラリアにある外国企業が属する多国籍企業グループの1社が租税回避地にある場合、納税者が反証を示すことが出来ない限り、税務当局が新しい規定を適用することができる。

これらの条件を満たした場合、外国企業は税務上オーストラリアにみなし恒久的施設が存在するとされ、みなし恒久的施設を通して商取引を行っていると思なされる。その結果：

- ・ オーストラリアの恒久的施設からのアームズ・レングス・ルールに則った利益が生じることになり、結果的に外国企業もオーストラリアで課税対象となる。
- ・ 外国企業が支払う利子やロイヤリティーがオーストラリアで源泉徴収の対象となる。

さらには、罰金の額を増やす案により(以下参照)、支払不足金額の100%がペナルティーとして課せられることになる。

今回の予算案には記載されなかったが、オーストラリアの税法では、一般租税回避対策規定は、租税条約にまさるため、「PE avoidance rule」は租税条約に違反するものとはならないと考えられる。このことから、今回の改定によって、外国企業がオーストラリアに恒久的施設を有するものとみなし、それらの企業の特定の費用がみなし恒久的施設に帰属するものとみなして源泉徴収の対象とすることにより、条約相手国の想定を超える範囲で影響を及ぼす可能性があることから、法案に関する議論は慎重にされるべきと考えられる。

多国籍企業の租税回避に対するペナルティーの拡充

政府は2015年7月1日以後開始する事業年度から世界全体の売上高10億ドル以上の企業に対して、最大で現行の2倍のペナルティーを課すことを発表した。

この厳しいペナルティーは租税回避や所得移転のスキームを採用している大企業に対して適用されることを意図しており、理論的に説明できる税務処理(“reasonably arguable tax position”)を採用している納税者には適用されない。この新しいペナルティー制度は上記のPE回避ルール適用の納税者のみに限らず、適用対象外の納税者にも適用される可能性があるため留意が必要である。

OECD推奨の移転価格基準の採用

2016年1月1日から、世界全体で年間売上高10億ドル以上の多国籍企業すべてに対し、OECD推奨の移転価格文書に関する基準がオーストラリアで適用される。この改正案では、ATOはオーストラリアで事業展開している多国籍企業から下記の情報を入手する。

- ・ 多国籍企業がどの国で課税所得があり、いくら納税したか等、多国籍企業の世界各国でのグローバルベースでの活動をまとめた国別報告書(Country by country report)
- ・ 多国籍企業の世界で進めているビジネスの概要、組織形態や移転価格方針を含むマスターファイル(Master file)
- ・ オーストラリアの納税者と関連企業間での関連当事者間取引を詳細に記載したローカルファイル(Local file)

他国との租税条約上の情報交換規定により、条約締結国の税務当局は上記の情報にアクセスすることができ、同様にATOもOECD策定の新しい移転価格文書化基準を適用した条約締結国が入手した情報にアクセスすることができる。

オーストラリアがOECDの新しい移転価格文書と開示基準を採用する事が発表されたが、昨今導入されたオーストラリア独自の移転価格文書化ルールと重複した部分へどう対処するかは明確でない。

日豪間での償還優先株式を使ったストラクチャーに影響を与える改正を含むその他改正案

政府は国際的ストラクチャリング及び利益移転(International Structuring and Profit Shifting)のレビューに対し、追加で87.6百ドルの資金を供給することを示唆している。

今年の連邦予算案と共に発行された「税制と便益の公正性(Fairness in Tax and Benefits)」では、政府は以下を含む上記以外のBEPSプロジェクトを導入するために必要とされる対応について記載している。

- ・ 租税条約の濫用防止規定(Anti-treaty abuse rules): ほとんどの租税条約には租税条約濫用規定がすでに含まれているが、オーストラリアは今後OECDの租税条約濫用防止規定を自国の租税条約への取り組みに反映させる。
- ・ ハイブリット防止規定(Anti-hybrid rules): 税制委員会(Board of Taxation)はOECDのハイブリット防止規定の導入に関して協議をするよう求められている。政府によるとオーストラリアはOECDのBEPS行動計画2(ハイブリッドミスマッチアレンジメント)のドラフト案に対して対処する最初の国の1つである。日豪間の償還優先株式を使ったストラクチャーは今回の日本の税制改正の適用より早く影響を受ける可能性もあるため注意深いモニタリングが求められる。
- ・ 有害な税制上の慣行(Harmful Tax Practices)及び情報交換(Exchange of Ruling): ATOは他国が多国籍企業に対し提供した、オーストラリアでの租税回避につながる可能性がある税に関する極秘取引('secret tax' deals)についての情報交換を始めた。

政府はまた税制委員会に対して大企業の税務情報の開示へむけたルール制定を先導するよう求めた。

3. 小規模事業

小規模事業者の投資、成長、雇用を促すことを目的とした、政府の雇用及び小規模事業成長パッケージにより、年間合計売上高2百万ドル未満の小規模事業は恩恵を受けることができる。

第一に、政府は法人及び非法人の小規模事業体の両方に対して 2015/16 事業年度からの税率引下げを実施することとした。これにより事業の活動と成長を支えるために不可欠なキャッシュフローの余裕が生まれることになる。

小規模事業会社に対する所得税率は30%から28.5%に引き下げられる。

法人化されていない小規模事業主は、事業活動から生じる所得に対する税負担額の5%減額を受けることができる。減税額は個人の各所得年度ごとに1,000ドルを上限とし、税控除として取り扱われる。このため、小規模事業者は法人化すべきかどうかについて慎重に検討することが必要となる。

法人の観点からは、全ての会社に対する配当のフランキングクレジットの最大割合は30%のまま変更されない予定のため、税率の引下げは会社のフランキングクレジットの計算には影響を与えない。税率の引下げ対象となる会社に関するフランキングアカウントの事務手続詳細については現状明らかになっていない。

小規模事業成長パッケージは2015年7月1日以降に適用される以下の施策を含む:

- ・ 事業開始に伴う多様な専門家費用(専門家、法律、会計のアドバイス、など)に対する、5年間での償却に代わる即時償却
- ・ 報告及び開示要件を簡素化するためのASIC(オーストラリア証券投資委員会)への必要な資金提供による、小規模事業のクラウドファンディング利用の簡易化
- ・ 事業者がASICやATOなどの政府機関により効率的に対処できるようにするためのソフトウェアへの投資

2016/17 事業年度以降、政府はキャピタルゲインタックスロールオーバーの規定により、小規模事業者が法律上の組織形態を変更するための免除規定を整備する予定である。

Provocative thought

PwC Australia 日本語ニュースレター

さらに、小規模事業者は 20,000 ドル未満の減価償却資産のほとんどについて即時償却を適用できる可能性がある。当該規定はオーストラリア東部標準時 2015 年5月 12 日午後7時 30 分以降 2017 年6月 30 日までに取得され、使用可能な状況に設置された資産について適用される。

政府はまた、簡素的な減価償却方法についての現行の 'lock out' 法(小規模事業者が簡素的な減価償却制度の適用をやめた場合に、5年間再適用することを防ぐ規定)を 2017 年6月 30 日まで適用停止する予定である。

4. 個人所得税

個人所得税率

居住者、及び非居住者とも、個人所得税率に変更はなく、2015/16 年度の現行レートは、下記の通りである。

課税所得レンジ(単位:豪ドル)	2015/2016 税率 (居住者)	2015/2016 税率 (非居住者)
18,200 ドル以下	0.0%	32.5%
18,200 ドル超 37,000 ドル以下	19.0%	32.5%
37,000 ドル超 80,000 ドル以下	32.5%	32.5%
80,000 ドル超 180,000 ドル以下	37.0%	37.0%
180,000 ドル超	45.0%	45.0%

時限的財政再建税(Temporary Budget Repair Levy)についても変更はなく、2017 年6月 30 日まで維持される見込みである。(時限的財政再建税は、180,000ドルを超える個人課税所得部分に対し2%の税率で課される)。

居住者の課税所得レンジ別の所得税、時限的財政再建税は下記の通り。(メディケア税、メディケア税追加賦課金、低所得税額控除、その他税額控除は除く)。

課税所得 (単位:豪ドル)	2015/16 年度所得税 (単位:豪ドル)	時限的財政再建税 (単位:豪ドル)	合計 (単位:豪ドル)
37,000 ドル	3,572 ドル	0 ドル	3,572 ドル
50,000 ドル	7,797 ドル	0 ドル	7,797 ドル
75,000 ドル	15,922 ドル	0 ドル	15,922 ドル
100,000 ドル	24,947 ドル	0 ドル	24,947 ドル
150,000 ドル	43,447 ドル	0 ドル	43,447 ドル
180,000 ドル	54,547 ドル	0 ドル	54,547 ドル
200,000 ドル	63,547 ドル	400 ドル	63,947 ドル
300,000 ドル	108,547 ドル	2,400 ドル	110,947 ドル
400,000 ドル	153,547 ドル	4,400 ドル	157,947 ドル

メディケア

メディケア税は前年度からの変更は無く、現行レートである課税対象所得額の2%が引き続き適用される(2014年7月1日より適用)。

2014/15年度において、メディケア税が非課税となる低所得者所得基準が引き上げられた。所得基準は、下記の通りである:

- ・ 未婚者の場合、20,896ドル(前年度20,542ドル)
- ・ 既婚者の場合、35,261ドル(前年度34,367ドル)、扶養されている子供や学生についても、一人につき3,238ドルの追加
- ・ 未婚高齢者、及び年金受給者の場合、33,044ドル(前年度32,279ドル)

私的健康保険料及びメディケア税追加賦課金(サーチャージ)の取扱い

2015年4月1日から2016年3月31日における私的健康保険料割戻し及び、適格な私的健康保険に加入していない個人に対するメディケア税追加賦課金については、下記の通りである。

		全額受給対象	区分 1	区分 2	区分 3
課税所得 (単位:豪ドル)	未婚者	90,000ドル以下	90,000ドル超 105,000ドル以下	105,000ドル超 140,000ドル以下	140,000ドル超
	既婚者	180,000ドル以下	180,000ドル超 210,000ドル以下	210,000ドル超 280,000ドル以下	280,000ドル超
割戻し率	65歳未満	27.82%	18.55%	9.27%	0.00%
	65歳以上 69歳以下	32.46%	23.18%	13.91%	0.00%
	70歳以上	37.09%	27.82%	18.55%	0.00%
メディケア税 追加賦課金 (サーチャージ)	全年齢対象	0.00%	1.00%	1.25%	1.50%

自動車費用に関する所得控除ルールの変更

政府は、自動車費用の所得控除に関し、2015年7月1日より適用される下記の変更を発表した:

- ・ 自動車費用における、業務関連控除の計算方法2つの撤廃
- ・ 「cents per kilometre method」適用時における一定レートの導入

この改正法案は、控除額を算出する為の計算方法のうち「12 per cent of original value method」と「one-third of actual expenses method」を撤廃し、残す選択肢を「logbook method」と「cents per kilometre method」のみとするものである。

更には、「cents per kilometre method」適用時のレートは、エンジンの大きさに関わらず、全車両に対し1キロメートル当たり一律 66 セントと修正されることが見込まれている。

Provocative thought

PwC Australia 日本語ニュースレター

スーパーアニュエーション（退職年金基金）

今年度予算案において、スーパーアニュエーションに関しては特に目立った変更点はない。現在は税制改革プロセスの最中にある為、そのコンサルテーションプロセスが終了するまでは、政府がスーパーアニュエーションシステムに大きな改変を行う可能性は少ないと考えられる。

チャイルドケアパッケージ

政府は公約どおり、共働きの親への育児支援策として、本年度予算の一部を「Jobs for families」チャイルドケアパッケージに充てることを発表した。政府調査によれば、この支援策によりおよそ 240,000 世帯が雇用機会に関わるが見込まれている。

この法案下では、世帯収入 60,000 ドル未満の家庭においては、実際にチャイルドケアへ支払う費用のうち 85%が助成金でまかなわれることとなる（但し、規定の一時間当たりの費用を上限とする）。助成金のレートは世帯収入が多いほど小さくなるよう設定され、世帯収入 165,000 ドル以上の家庭では 50%が自己負担となる。世帯収入 180,000 ドル以上の家庭においては、助成金は子供一人当たり年間 10,000 ドルの上限が設けられる。この新しい助成金制度は、2017 年7月1日より適用される予定となっている。

5. 間接税

オーストラリアの消費者によるデジタル製品やサービスの利用にGST適用を拡大

政府は、2015/2016 年度予算案において、物品及びサービス税（GST）改正法案を発表した。当該法案は、オーストラリアの消費者に提供されるデジタル製品やサービスに対し、サービスの供給者がオーストラリア国内外のいずれであっても、同等の GST が確実に適用されることを目指すものである。

改正法案は、2017 年7月1日以降に提供される物品やサービスに適用される予定である。法案に対する一般からの意見は、2015 年7月7日まで受け付けられている。

オーストラリアの消費者の定義は幅広く、ビジネス事業体以外のオーストラリア居住者とされている。しかし、ビジネス事業体でも、売上がGST登録基準以下である等の理由でGST登録が不要な場合、オーストラリアの消費者とされる。従って、当該法案はビジネス間の取引には適用されないことになる。

法案説明資料によると、改正法案はデジタル製品（ストリーミングやダウンロードで入手した映画、音楽、アプリ、ゲーム、電子書籍等）の他、コンサルティングや専門家によるサービスにも適用され、サービス提供者が国内か国外かを問わず GSTの対象となる。

改正法案のもとでは、サービス提供者はGSTの登録を行う必要がある。多くの場合、本改正により発生するGST債務は、サービス提供者から電子配信サービスのオペレータに転嫁されることになる。また、法案では幅広くドラフトされており、転嫁先が銀行やクレジットカード会社等も含む支払処理業者まで広がる可能性もある。

GSTの徴収義務をサービス提供者からサプライチェーン（電子配信サービス）における中間業者へ移す規定（購買プロセスに関する一連のテストに基づく）は、ほとんどのオンライン市場にあてはまるものである。この徴収に関する規定は、オーストラリア国内のサービス提供者、またはサービスがオーストラリア国内のみで提供される場合（例：散髪サービス等）には適用されない。

本改正の影響を受けるサービス提供者は、簡便化された登録手続きが利用可能である。

導入初期の注意点としては、以下のことが挙げられる。

- ・ 2017 年7月1日の施行であり、十分な時間がなく改正による変化に対応できない納税者が出る可能性がある。

Provocative thought

PwC Australia 日本語ニュースレター

- ・ 顧客のオーストラリア居住性やGST登録状況を確認するための膨大な作業が、導入当初に必要となる。オンライン購入プロセスに余分な手間がかかることで、顧客にネガティブな影響を与える可能性がある。
- ・ 新しいGSTの規定では、「顧客がオーストラリアの消費者であるか否か判断する情報を得るために適切な措置を取る」ことが求められる。しかし、顧客の居住性の判断は、ガイドラインや適切な事例がない場合、非常に難しいものになる。企業が通常のビジネス活動の中でどのような情報を顧客から集める必要があるのかを納税者に理解してもらえよう、導入時のATOによる啓発活動が望まれる。
- ・ EUにおける経験から、中間業者への課税は、サービス提供者と中間業者のいずれにGSTの納税義務があるのかを決定するに際し、広範な混乱を招くことが予想される。
- ・ 新しい規定が対象とする物品・サービスの範囲は非常に広範であり、消費者が海外からストリーミングやダウンロードで入手したデジタル製品（映画、音楽、アプリ、ゲーム、電子書籍等）のほか、コンサルティングや専門家によるサービス等も対象となる。

PwCは、当該改正法案の導入に先立ち、財務省との意見交換を行ってきた。法改正の詳細にご興味のある方のため、EUにおける同様の法改正の経験を持つPwCスタッフが、シドニー・メルボルンにて説明会を開催する予定である。

その他のGSTの改正

- ・ 過去に提案された、継続事業及び農地売却へのGSTリバースチャージの導入については、法改正を進めないこととなった。
- ・ 政府は、2016/17年度から3年間に渡り、GSTコンプライアンス促進のため2億6,550万ドルの予算をATOに提供する。

6. 雇用税

業務関連の電子機器に関する経済的利益税 (Fringe Benefits Tax) システムの変更

政府は現行の小規模事業者に対する経済的利益税(FBT)の税制優遇措置を延長する。小規模事業者に関するその他の予算案に沿って、この優遇措置は年間売上高合計が200万ドル未満の事業者に対して適用される。

現行の制度は、業務関連で実質的に同様の機能を持つ携帯電子機器が複数ある場合、優遇措置の対象機器はひとつに限定されているが、このルールは小規模事業者には適用されない。この変更は、2016年4月1日以降のFBT年度から適用となる。

7. その他の税金措置・対策

2015/16年度連邦政府予算案の中で発表されたその他の税金に関する措置・対策は下記の通り:

- ・ 政府は、2014年12月24日から2019年6月30日の期間に発生するグローバル インフラ ハブ (Global Infrastructure Hub) の所得税を免税すると発表した。
- ・ スーパーアニュエーションと投資に関する不正行為、個人情報悪用の犯罪、および脱税を対象とした調査・起訴のため、タスクフォースに対し4年間にわたり1億2,760万ドルが投じられる。
- ・ ATOでの形式的な事務手続きの軽減、及びやり取りの際の顧客経験の向上のため、4年間にわたり1億3,090万ドルがATOに投じられる。

Provocative thought

PwC Australia 日本語ニュースレター

政府は、2015年7月1日以降の事業年度より、一次生産者が干ばつに備え保有している資産に対して加速減価償却の適用が可能になると発表した。また、マネジメント投資信託制度（MIT）の任意での早期開始日を2015年7月1日とした上で、強制開始日は2016年7月1日に延期される。

8. 税制改正法案

本年度の連邦予算案で発表された改正法案に加え、これまでに発表された主要な税制改正法案でまだ施行されていないものは以下のとおりである。

改正法案	現在の状況
連結納税制度の改正	2015年度中に財務省による連結納税制度の見直しが行われる見通し。
マネジメント投資信託 (Managed Investment Trusts) に関する新たな税制の導入	政府は本年度の予算案で義務的な導入を2016年7月1日まで延期することを発表。(自主的な導入は2015年7月1日から可能)
現行の投資顧問制度 (Investment Manager Regime) の改正	2015年3月12日に改正法案の公開草案が発表され、一般からの意見を募集。2015年度中に改正法案が国会に提出される見通し。
金融アレンジメントに関する課税制度 (TOFA) の改正- 税務上のヘッジ規定について	税務上のヘッジ規定の改正が、政府によっていずれかの時点で進められる見通し。
複数種類の株式を発行する企業に関する欠損金控除規定の改正	2015年度中に改正法案が国会に提出される見通し。
アーンアウトアレンジメントに関する処理の見直し	2015年4月23日に改正法案の公開草案が発表され、一般からの意見を募集。
負債及び資本の区分ルール (debt/equity rules) におけるインテグリティ規定 (Integrity Provisions) に関する適用範囲の制限	税制委員会の提言に沿った改正を行うため、政府は今後数ヶ月内に改正法案の草案に対する意見を募る方針。
オフショアバンキングユニットに対する規範のある改正法案の導入	2015年3月12日に改正法案の公開草案が発表され、一般からの意見を募集。2015年度中に改正法案が国会に提出される見通し。
従業員株式報酬制度 (Employee Share Schemes) に関する税制の改正	改正法案は国会にて審議が行われ、2015年7月1日から施行される見通し。
非居住者に対するキャピタルゲインへの源泉徴収制度	この改正法案については2013/14年予算案において2016年7月1日から施行予定との発表があったが、現時点での見通しは不明。

税制委員会 (The Board of Taxation) による提言については、政府からまだ一般に公表されていないものがいくつか残されている。それらの報告書の中には、負債及び資本の区分ルールに関するその他の要素、過少資本税制におけるアームズレングス・負債テスト、集団投資ビークル (Collective Investment Vehicles)、非公開会社におけるみなし配当、及びイスラム金融商品に関する税制が含まれている。

PwC AustraliaのJapan Service Desk

PwCは、豪州国内企業及びグローバルに展開する国際的企業に対して、会計監査や税務/法務アドバイス、M&Aアドバイス等の専門的業務を提供する、豪州国内および世界最大規模のプロフェッショナルサービス組織です。

PwC Australia Japan Service Deskは、オーストラリアや太平洋地域等で事業・投資活動を行っている日系企業に対して、きめ細やかな専門的業務をご提供させて頂くことを目的に、日本人プロフェッショナルを中心としたメンバーによって構成されております。豪州および日本における会計・税務面等での専門的知識および実務経験、両国における商慣習及び文化的側面に関する深い理解をフルに活用し、意思疎通を含めた多様な局面における業務の提供に従事させて頂いております。

画一的なサービスに留まらず、日本人プロフェッショナルによる業務コーディネイトの下、経験豊かなメンバーがチームを組み、クライアントの皆様にも最適な解決策をご提示できるように取り組んでおります。

日本のPwCグループ(あらた監査法人、京都監査法人、プライスウォーターハウスクーパース株式会社、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース)とは緊密な関係を築いており、人事交流やフレームワーク/業務ツールの共有化等を通じて、高いレベルでのサービス品質の標準化を行っております。日系企業のグローバル展開の際には、日本及び豪州の双方の専門家チームがシームレスに連携してご支援させて頂くことを通し、複雑性の高い案件にも柔軟に対応できる仕組みを構築しております。

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PricewaterhouseCoopers、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2015 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. PwC refers to the Australian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

PwC Australia helps organisations and individuals create the value they're looking for. We're a member firm of network of firms in 157 countries with more than 184,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory, tax & legal, and private clients services.

Provocative thought

PwC Australia 日本語ニュースレター

拠点	下記連絡先までお気軽にご相談ください		
シドニー事務所 Darling Park Tower 2 201 Sussex Street Sydney, NSW 2000	Assurance (会計監査/内部統制等)		
	パートナー/JSD責任者 Jason Hayes +61 (2) 8266 5208 jason.hayes@au.pwc.com	マネージャー 原澤 哲史 +61 (2) 8266 3602 tetsufumi.a.harasawa@au.pwc.com	シニア・アカウンタント 江川 竜平 +61 (2) 8266 0231 ryohei.a.ekawa@au.pwc.com
	シニア・アカウンタント 比佐 進一郎 +61 (2) 8266 3284 shinichiro.a.hisa@au.pwc.com	アカウンタント 浦崎 晶子 +61 (2) 8266 0443 akiko.a.urasaki@au.pwc.com	
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)		
	プリンシパル 田中 直人 +61 (2) 8266 7348 naoto.tanaka@au.pwc.com	シニア・コンサルタント 田村 りか +61 (2) 8266 1639 rika.tamura@au.pwc.com	プラクティス・アシスタント 藤田 聡子 +61 (2) 8266 2874 satoko.fujita@au.pwc.com
メルボルン事務所 Freshwater Place Level 19 2 Southbank Boulevard Southbank, VIC 3006	Assurance (会計監査/内部統制等)		
	シニア・マネージャー 楡 晴雄 +61 (3) 8603 3759 haruo.nire@au.pwc.com	マネージャー 田中 雄一 +61 (3) 8603 1005 yuichi.a.tanaka@au.pwc.com	
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)		
	ディレクター 神山 雅央 +61 (3) 8603 4383 masao.kamiyama@au.pwc.com	マネージャー 嶋田 航一朗 +61 (3) 8603 5186 koichiro.a.shimada@au.pwc.com	シニア・コンサルタント 湯口 浩美 +61 (3) 8603 5734 hiromi.yuguchi@au.pwc.com
	コンサルタント 西田 恵 +61 (3) 8603 0523 kei.nishida@au.pwc.com	コンサルタント 小島 真未 +61 (3) 8603 0794 mami.a.kojima@au.pwc.com	
パース事務所 Level 15/125 St Georges Terrace Perth, WA 6000	Assurance (会計監査/内部統制等) / Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)		
	マネージャー 増田 高志 +61 (8) 9238 3190 takashi.a.masuda@au.pwc.com	ディレクター 神山 雅央 (兼任) +61 (3) 8603 4383 masao.kamiyama@au.pwc.com	マネージャー 嶋田 航一朗 (兼任) +61 (3) 8603 5186 koichiro.a.shimada@au.pwc.com
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務) / Advisory (ディール・アドバイザー)		
ブリスベン事務所 Riverside Centre Level 15 123 Eagle Street Brisbane, QLD 4000	シニア・コンサルタント 寺崎 信裕 +61 (7) 3257 8240 nobu.terasaki@au.pwc.com	シニア・コンサルタント 吉村 翔 +61 (7) 3257 5474 sho.a.yoshimura@au.pwc.com	